

南種子町告示第 24-2 号

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 23 日

南種子町長 小園 裕康

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、南種子町制施行 70 周年を町全体で盛り上げ、町の魅力を町内外に発信し、新たな魅力を創造し、更なる活性化を図ることを目的として、町民団体又は自治会等(以下「団体」という。)が自ら企画、実施する事業等に要する経費の一部に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第 2 条 南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象者及び補助交付額は、別表 1 に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 営利事業又は営利を主たる目的とする事業
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) 他に町から補助を受けている事業
- (6) 団体の役員等が南種子町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 16 号)第 2 条に規定する暴力団ならびに暴力団員及び暴力団員の統制下にある者に該当するとき。
- (7) その他町長が適当でないと認めるとき。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、別表 2 に定めるとおりとする。ただし、事業を実施するために直接必要な経費に限るものとし、社会通念上補助することが適当と認められない経費は補助の対象としない。

(補助対象期間)

第 4 条 この補助金の補助対象期間は、第 5 条に規定する交付決定日から、当該年度の 12 月末日までの間の事業完了日とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 団体概要書(別記様式第4号)
- (4) 会員名簿又は役員名簿
- (5) 定款、規約、会則又はこれに準じるもの

2 前項に規定する申請は、1団体につき1事業までとする。

3 第1項に規定する申請の期限は、令和8年9月30日までとする。

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金決定通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

(変更の承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)が、補助事業の内容を変更するとき又は補助事業を中止するときは、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金変更(中止)承認申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(変更の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(別記様式第9号)
- (2) 収支決算書(別記様式第10号)
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (4) 事業の実施状況が分かる写真等の資料
- (5) その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査して、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金確定通知書(別記様式第 11 号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第 11 条 補助金の支払は、原則として前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付請求書(別記様式第 12 号)の提出に基づき行うものとする。

(概算払)

第 12 条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第 5 条により決定した交付決定額の 7 割を上限として、概算払をすることができるものとする。

2 交付決定団体は、概算払を受けようとするときは交付決定通知後に南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金概算払交付申請書(別記様式第 13 号)を町長に提出しなければならない。

(概算払の交付)

第 13 条 町長は、前条の規定による申請書を受けた場合は、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じ行方現地調査等により、その申請に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金概算払交付請求書(別記様式第 14 号)により支払を行う。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、交付決定団体が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第 15 条 交付決定団体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第 16 条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、交付決定団体に報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱失効の際現に補助金の給付を受けた者については、第 14 条の規定は、なおその効力を有する。

別表1(第2条第1項関係)
補助対象者及び補助交付額

補助対象事業	次に掲げる項目の全てを満たす事業とする。 (1) 南種子町町内で実施し、誰でも参加可能なイベントであるもの (2) 新規事業又は既存事業で、町制施行70周年を記念して変更・拡充されるもの (3) 「南種子町町制施行70周年記念」を呼称に含むもの (4) チラシ等のPR媒体に南種子町制施行70周年記念ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を表示するもの 令和8年4月1日から令和8年12月31日までに実施するもの
補助対象者	次に掲げる項目の全てを満たす者とする。 (1) 主に町内で活動している団体(自治会、又はそれに準ずる団体も含む)で、構成員が南種子町内在住であること。 (2) 定款(規約、会則等)を有し、会計処理が適正に行われている団体であること。ただし、新設の団体にあつては、このことが見込まれること。
補助交付額	交付額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1) 補助対象経費に5分の4を乗じた額 (2) 10万円

別表 2 (第 3 条関係)

項 目	内 容
報償費	講師，出演者等（団体等の構成員を除く。）への謝礼等
旅費	講師，出演者等（団体等の構成員を除く。）の交通費及び宿泊費
消耗品費	事業実施に必要な文具，日用品，原材料費
印刷製本費	チラシ，ポスター等の作成に係る印刷製本費
燃料費	事業実施に係る燃料費
通信運搬費	事業実施に係る郵送料，配送料
保険料	イベント保険料，傷害保険料等
委託料	補助事業を効率的に実施するための委託費（事業自体の委託は対象外）
使用料及び賃貸料	会場借上料，各種機材レンタル料等
その他	事業実施に必要と町長が認める上記以外の経費

注 次に掲げる経費は，補助の対象としない。

- (1) 備品購入費（1 個当たり 1 万円以上のものをいう。）
- (2) 団体の運営に関する経常的な経費
- (3) 領収書等により団体が支払ったことを明確に確認することができない経費
- (4) 交付決定前に生じた経費
- (5) その他町長が適当でないと認める経費

別 記

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南種子町長 様

所在地（住所）

団体名（自治会名）代表者職氏名

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付申請書

南種子町町制施行 70 周年記念事業について、南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 関係書類

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 団体概要書(様式第 4 号)
- (4) 会員名簿又は役員名簿
- (5) 定款, 規約, 会則又はこれに準じるもの

事業計画書

事業の名称		
新規・既存 (いずれかに○)		新規事業 ・ 既存事業
事業 内容	実施場所	
	実施日 (期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
	詳細内容	
事業実施により期待される効果		
同意及び誓約事項		<input type="checkbox"/> 事業の実施状況が分かる写真等を広報みなみたね，ホームページ等の南種子町の広報媒体に掲載することに同意します。また，被写体となる者に対し，事前にその旨を説明します。 <input type="checkbox"/> 要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

収支予算書

（1）収入の部

（単位：円）

項目	予算額	摘要
合計		

（2）支出の部

（単位：円）

科目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
合計		

記載要領 摘要欄は、可能な限り詳しく記載してください。

実施団体概要書

フリガナ		
団体名		
設立年月日		
フリガナ		役職
代表者		
会員数	人	
活動内容		
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

※定款，会則，規約等を添付してください。

南 企 第 号
年 月 日

様

南種子町長

南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で承認申請のあった南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金については、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知する。

1 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金 円

年 月 日

南種子町長 様

所在地（住所）
団体名（自治会名）代表者職氏名

南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付南企第 号で交付決定のあった南種子町町制施行70周年記念事業を、下記のとおり変更（中止）したいので、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更（中止）したい内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 経費の変更補助事業に要する経費（別記様式第1号に準ずるものとする。）

当 初	円（交付決定額	円）
変更後	円（変更交付申請額	円）

南 企 第 号
年 月 日

様

南種子町長

南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更(中止)承認申請のあった南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金については、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり承認することに決定したので通知する。

2 補助金の変更(中止)後の決定額は、次のとおりとする。

金 円

3 変更後の交付の対象となる事業内容は、変更申請書記載のとおりとする。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

南種子町長 様

所在地（住所）

団体名（自治会名）代表者職氏名

南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金実績報告書

年 月 日付南企第 号で交付決定のあった南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金について、南種子町町制施行70周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

関係書類

- （1） 事業実施報告書(様式第8号)
- （2） 収支決算書(様式第9号)
- （3） 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- （4） 事業の実施状況が分かる写真等の資料
- （5） その他町長が必要と認める書類

事業実施報告書

事業の名称		
補助金交付決定額		円
参加人数		人
事業 内容	実施場所	
	実施日 (期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
	詳細内容	
事業実施により得られた 成果		

収支決算書

（1）収入の部

（単位：円）

項目	決算額	摘要
合計		

（2）支出の部

（単位：円）

科目	決算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
燃料費		
通信運搬費		
保険料		
委託料		
使用料及び賃借料		
その他		
合計		

記載要領 摘要欄は、可能な限り詳しく記載してください。

南 企 第 号
年 月 日

様

南種子町長

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金については、南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり額を確定したので通知する。

4 補助金の確定額は、次のとおりとする。

金 円

様式第 12 号(第 11 条関係)

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付多 第 号で額の確定の通知があった南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金を、上記のとおり交付されるよう南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

確定額 (A) 金 円
既交付額 (B) 金 円
請求額 (A - B) 金 円

年 月 日

南種子町長 様

請求者

所在地 (住所)

団体名 (自治会名)

代表者職氏名

印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

南種子町長 様

所在地（住所）
団体名（自治会名） 代表者職氏名

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金概算払交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金について、南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第 12 条の規定により、概算払を交付されるよう申請します。

記

1 交付時期 月
交付額 円

交付時期 月
交付額 円

2 概算払を必要とする理由

様式第 14 号(第 13 条関係)

南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金概算払交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付南企第 _____ 号で概算払額の確定通知があった南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金を上記のとおり交付されるよう南種子町町制施行 70 周年記念事業町民団体企画事業補助金交付要綱第 14 条の規定により請求します。

年 月 日

南種子町長 様

請求者

所在地 (住所)
団体名 (自治会名)
代表者職氏名

印

振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	